

議案第80号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の  
制定について

それでは、議案第80号、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

今回の条例の一部改正については、附属機関として設置している大津市乳がん検診協議会を廃止することに伴うものです。

改正の内容、施行日については資料に記載のとおりです。

3ページをお願いします。

条例改正の理由でございます。

大津市の乳がん検診事業は、令和5年度まで医療機関と市の個別契約により実施していましたが、市民の利便性を向上させ、検診受診率の向上につなげることを目的とし、令和6年度から県内市町と医療機関を代表した滋賀県病院協会とが締結する集合契約に参入することとなりました。

集合契約への参入に伴い、協議会の主たる所掌事務である、同検診の運営に関すること、及び、精度管理及び評価に関することについて

は、滋賀県がん検診検討会乳がん部会において評価・協議されることとなり、附属機関の設置の必要性が低下するため、今回、協議会を廃止することといたしました。

4ページをお願いします。

今回の改正に係る部分の新旧対照表です。

5ページをお願いします。

参考までに、今回廃止する大津市乳がん検診協議会の概要をまとめております。

以上で、議案第80号、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。